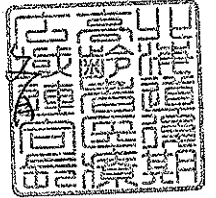


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大 ¹⁸/₄₀



北海道後期高齢者医療広域連合規則第2号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（別記様式第1号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第2号）」を削る。

第7条第1項中「（別記様式第3号）」及び「（別記様式第3号の2）」を削る。

第8条中「（別記様式第4号）」を削る。

第9条中「（別記様式第5号）」を削る。

第10条第1項中「（別記様式第6号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第7号）」を削る。

第11条第1項中「（別記様式第8号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第9号）」、「（別記様式第10号）」及び「（別記様式第11号）」を削り、同条第3項中「（別記様式第12号）」を削る。

第12条第1項中「（別記様式第13号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第14号）」及び「（別記様式第15号）」を削る。

第14条中「（別記様式第15号の2）」を削る。

第15条第1項中「（別記様式第16号）」を削る。

第18条第1項中「（別記様式第17号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第18号）」を削る。

第19条第1項中「（別記様式第18号の2）」を削る。

第20条第1項中「（別記様式第19号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第20号）」を削り、同条第3項中「（別記様式第20号の2）」を削る。

第21条第1項中「（別記様式第20号の3）」を削る。

第22条第1項中「（別記様式第21号）」を削る。

第23条第1項中「（別記様式第22号）」を削る。

第24条中「後期高齢者医療給付の特別療養費一時差止通知書（別記様式第23号）」を「後期高齢者医療給付の特別療養費一時差止通知」に改める。

第25条中「後期高齢者医療滞納保険料控除通知書（別記様式第24号）」を「後

期高齢者医療保険料控除通知書」に改める。

第26条中「(別記様式第25号)」、「(別記様式第26号)」及び「(別記様式第27号)」を削る。

第28条第1項中「(別記様式第28号)」を削り、同条第2項中「(別記様式第29号)」及び「(別記様式第30号)」を削り、同条第3項中「(別記様式第31号)」を削る。

第30条第1項中「(別記様式第32号)」を削り、同条第2項中「(別記様式第33号)」及び「(別記様式第34号)」を削り、同条第3項中「(別記様式第35号)」を削る。

第31条中「(別記様式第36号)」を削る。

第33条を削る。

第34条中「必要な」の次に「様式その他の」を加え、同条を第33条とする。

別記様式第1号から別記様式第36号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。